

～希望と活力にあふれる豊かな島へ～

# 沖縄工業用水道

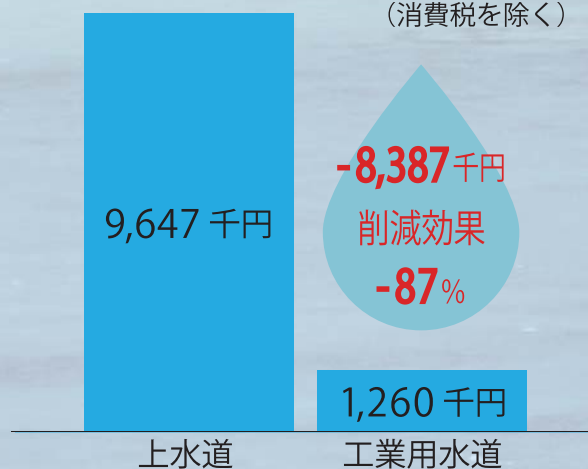
## 💧 工業用水とは

工業用水は、原水を沈でん処理したものであり、上水道のように浄水処理をしていないことから直接飲料水としてはご使用いただけませんが、工業や雑用水等の用途に使用できます。

## 💧 工業用水は安い

利用状況によっては、上水道と比較すると約87%もコストを削減できる場合があります。

例) 3,000 m<sup>3</sup>/月の水を1年間使用した場合  
(消費税を除く)



※ 使用水量、各市町村によって異なるため、あくまでも目安としてご参考ください。

※ 上水道は工業用水給水区域内の各市町村での営業用料金の平均を基に算出しています。

※ 工業用水道の料金は超過水量の無いものとして算出しています。

料金算定方法は別ページに記載の「沖縄工業用水道の料金算定方法」をご参照ください。

※ 施設を設置する工事費等は使用者様負担となります。また、8年に1回の水道メーター更新などの維持管理費用が必要になります。



## 事業目的・事業経緯

沖縄工業用水道事業は、昭和47年、沖縄の日本の施政権下への復帰に際し、産業基盤の整備及び企業の立地促進を図ることを目的として、沖縄振興開発計画の中で位置づけられ、琉球水道公社が行っていた工業用水道事業を沖縄県企業局が継承しました。

復帰後の沖縄振興開発計画の中で、雇用機会の拡大及び県民所得の向上を図るため、産業基盤の整備及び企業の立地促進が重要な課題とされ、工業用水道についても基盤整備の一環として建設が推進されました。

昭和51年11月の一部供用開始から現在に至るまでに、金武湾及び中城湾沿岸地区（工業団地を含む）、糸満工業団地及び周辺地区などへの配水管布設を行い、平成21年度には、名護市久志から屋部工場適地に至る名護市西海岸地区へ配水管の布設が完了し、需要開拓に向けた施設整備を進めてきました。

沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン」では「希望と活力にあふれる豊かな島」を将来像のひとつとして描いており、その実現に向けて工業用水も重要な産業基盤として役割を担っています。

## 工業用水道の給水区域

給水区域は13市町村（名護市、宜野座村、金武町、うるま市、沖縄市、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市）となっています。（地図の黄色部分の地域）

※南城市における給水区域は旧佐敷町及び旧大里村、八重瀬町は旧東風平町の区域に限られます。



## 工業用水の水質基準

水質基準は次のとおりです。

水温	濁度	PH	アルカリ度
常温	20度以下	6.5 ~ 8.0	75mg/L以下

硬度	蒸発残留物	塩素イオン	鉄	水圧
120mg/L以下	250mg/L以下	80mg/L以下	3.0mg/L以下	0.05MPa以上

申込水量は 100m<sup>3</sup>/日以上となっています。

ただし、中城湾新港地区工業団地、糸満工業団地及び名護市久志から屋部工場適地間は 10 m<sup>3</sup>/日以上となります。また、その他の地域において空気弁等の口径が小さい箇所から分岐が可能な場合は 30 m<sup>3</sup>/日以上としています。



# 工業用水の利用対象

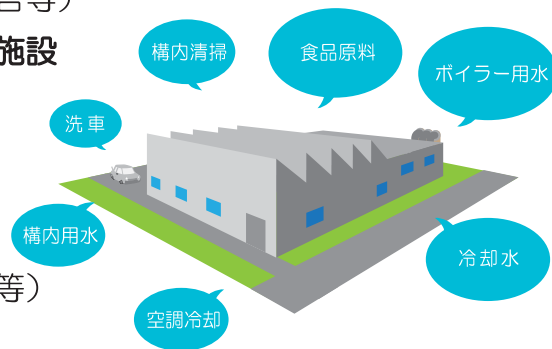
## 工業用水道を使える業種は

製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業となります。また、雑用水としても使用可能です。

## 対象となる雑用水について

雑用水については、一定の条件の下、次のような使用に供給することができます。

- ・ 公共施設等であって、地域の開発振興に資する施設  
（例えば、下水処理場、し尿処理場、ごみ焼却場、市町村庁舎等）
- ・ 地盤沈下対策等のため地下水から水源転換を余儀なくされる施設  
（例えば、ビルの冷暖房施設等）
- ・ 地域環境と調和を図るため、工業用水道から供給することが  
適当な施設（例えば、浄水場等に隣接する公園等）
- ・ 産業の健全な発達に資する施設  
（例えば、操車場等の洗車用水、流通団地における用水施設等）



## 新たな用途のひろがり

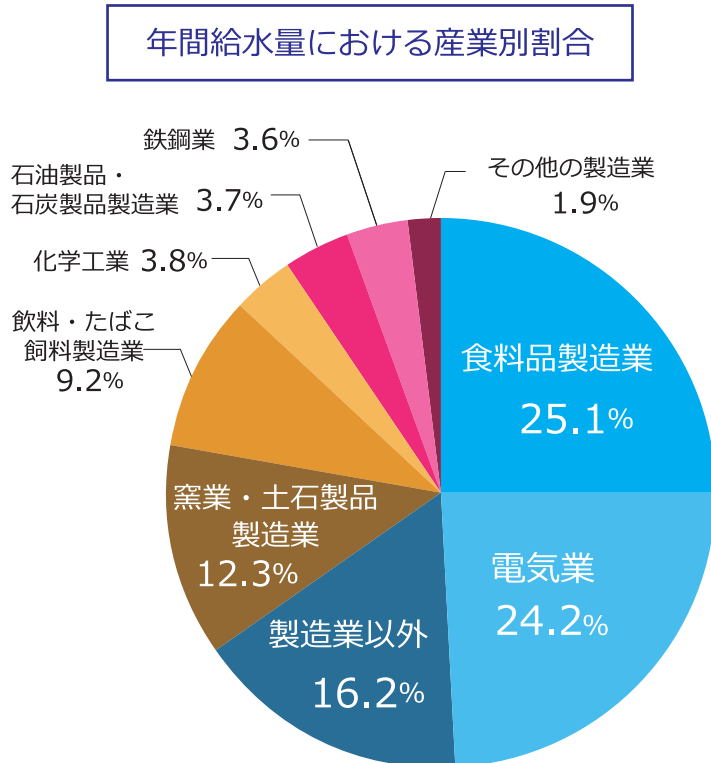
工業用水道は、産業別では主に鉄鋼、金属製品、機械製造等に利用されていますが、清掃用、洗車用、空調冷却などに活用することができます。

また、浄水処理を行うことにより、食品の原料として、「冷凍食品」、「酒類」、「清涼飲料」など、幅広い用途があります。



# 工業用水の利用状況

産業分類	平成28年度	
	事業所数 (事業所)	年間給水量 (m <sup>3</sup> )
製造業	72	3,668,380
食料品製造業	28	1,546,334
飲料・たばこ・飼料製造業	8	566,599
化学工業	1	232,109
石油製品・石炭製品製造業	2	229,429
窯業・土石製品製造業	21	754,591
鉄鋼業	3	219,371
その他の製造業	9	119,947
電気業	6	1,491,037
製造業 以外	23	999,328
洗濯・理容・美容・浴場業	7	674,351
廃棄物処理業	5	261,091
娯楽業（公園）	3	7,793
その他	8	56,093
合計	101	6,158,745







# 工業用水の料金算定方法

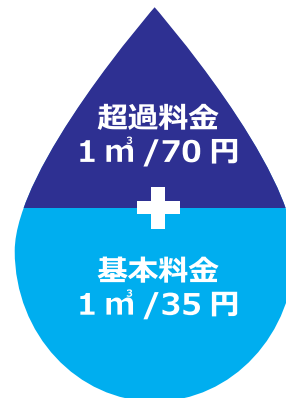
$$\text{工業用水道料金} = \text{基本料金} + \text{超過料金} + \text{消費税}$$

## ◆ 基本料金：料金単価 1 m<sup>3</sup> あたり 35 円（税抜き）

- 基本使用水量に 35 円を乗じて算出します。
- 将来にわたって安定した給水を確保するため、実際に使用した水量によらず基本使用水量まで使用したものとみなして料金を負担していただいております。

## ◆ 超過料金：料金単価 1 m<sup>3</sup> あたり 70 円（税抜き）

- その月の実際の使用水量が基本使用水量を超過した場合に料金を負担していただきます。
- 超過水量（実使用水量－基本使用水量）に 70 円を乗じて算出します。



## 算出例（1 ヶ月あたりの基本使用水量が 3,000m<sup>3</sup> の場合）

ある月の使用水量が 3,300m<sup>3</sup> とすると、

$$\text{基本料金} \quad 3,000 \text{ [m}^3\text{]} \times 35 \text{ [円/m}^3\text{]} = 105,000 \text{ [円]}$$

$$\text{超過料金} \quad (3,300 - 3,000) \text{ [m}^3\text{]} \times 70 \text{ [円/m}^3\text{]} = 21,000 \text{ [円]}$$

$$\text{合計} : 126,000 \text{ [円]}$$

別途、消費税が加算されます。



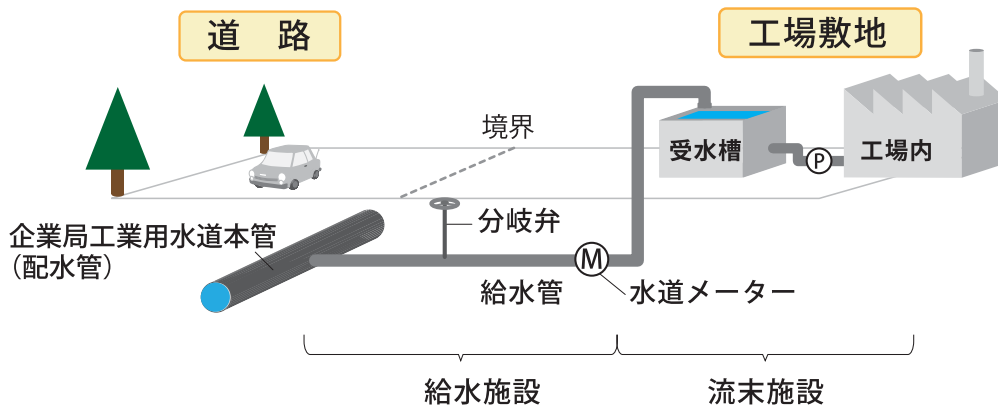
# 工業用水のご利用にあたって

## ◆ 初期費用について

- 施設を設置する工事費等は使用者様負担となります。

## ◆ 必要な施設

- 分岐弁、給水管、水道メーター、受水槽等の施設を設置し、企業局の工業用水道本管から分岐してご利用いただきます。
- 施設は「給水施設」と「流末施設」(下図参照) の2つに分かれており、基本的に使用者様で設置していただきます。施設の設置につきましてはご相談ください。



## ◆ 概算工事費について

工業用水道本管から工場までの管路敷設費用（φ100mm、長さ 10m の場合）・・・約 50 万円

分岐弁、水道メーター、受水槽の設置費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・約 150 万円

※ 使用する管の口径や種類、受水槽の容量、道路条件等によって大きく変わる可能性があります。



- ① 契約水量決定 申込みにあたっての契約水量を決めていただきます。
- ② 給水申込 給水の申込みをしていただきます。
- ③ 給水可否審査 契約水量に対して、企業局の施設能力等を勘案の上、給水可否について審査後、給水が可能な場合は、給水承認通知を行います。  
※状況によっては希望する水量の給水ができない場合があります。
- ④ 給水工事申請 給水が可能と確認後、給水施設の工事の申請書を提出していただきます。  
(水理計算書・図面等を添付)
- ⑤ 給水承認 給水申込・水理計算・図面等の審査後、給水施設等工事承認を通知します。
- ⑥ 給水施設工事 企業局の承認後、給水施設の工事を行っていただきます。
- ⑦ 完成検査 施設完成後、検査を行います。
- ⑧ 給水開始 検査の結果、給水に支障がないことが確認できれば、給水を開始します。

## Q1：水道水と工業用水の違いは何ですか？

工業用水は、原水を沈でん処理（一次処理）したものであり、上水道のような浄水処理を行っておりません。そのため、直接飲料水としては利用できませんが、上水道に比べて非常に経済的であり、製造業等において、さまざまな用途で利用されています。

## Q2：水道水と比べて安いのですか？

上水道に比べて、安いです。給水区域の市町村の水道料金により異なりますが、ひと月に約3,000m<sup>3</sup>の水を使用する場合、年間で数百万円の経費縮減が図られる場合もあります。

## Q3：誰でも申し込めるのですか？

給水区域内において、製造業等の工業を営む者（一定の条件の下で、雑用水として他の産業でも使用可）であり、給水申込の水量等の条件を満たしていれば、申込が可能です。

## Q4：工業団地や工場適地以外でも利用できますか？

給水区域内であれば、工業団地や工場適地以外でも利用可能です。工業用水の配水管に近いほど初期投資を低く抑えることができます。

## Q5：製造業以外の業種でも利用できますか？

一定の条件の下で、製造業以外でも雑用水として、下水処理場やゴミ焼却場等の公共施設、クリーニング業、運送業、スーパーやショッピングセンター等の産業の健全な発展に資する施設等については、利用可能な場合があります。

## Q6：加工食品の原料としても利用できますか？

飲料用として直接利用することはできませんが、フィルター等を設置して浄水処理していただくことによって、加工食品の原料として利用できます（酒造、製菓、水産加工食品等）。

### 沖縄県企業局 配水管理課

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

TEL：098-866-2810

FAX：098-866-2811

沖縄県企業局 工業用水道事業についてのホームページ  
(給水の手引き・申込み申請用紙をダウンロードできます)

<https://www.eb.pref.okinawa.jp/jigyo/104/105>

沖縄県 工業用水



古紙ハルブ配合率80%再生紙を使用

この冊子は、1,000部作成し、1部当たりの印刷単価は64円です。